

審第4519号-1
答申第371号
令和7年12月12日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年1月26日付け〇〇児第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第338号

令和5年12月9日付けで審査請求人から提起された、令和5年11月20日付け〇〇児第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮詢第338号

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年11月20日付け〇〇児第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定で特定した保有個人情報以外に、相談受付票、子ども虐待相談・通告受付票、初期調査報告票、児童記録票、ジェノグラム、リスクアセスメントシート、緊急度アセスメントシート、家族関係支援のためのアセスメント、援助方針会議録、心理診断票及び行動記録に記録された審査請求人の個人情報について、開示請求の対象となる保有個人情報として特定し、別途、開示決定等を行うべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年9月22日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「千葉県〇〇児童相談所の保有する〇〇に関する記録の全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、法第83条第2項の規定により、令和5年10月16日付け〇〇児第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる8件の行政文書（以下「本件文書」といい、それぞれの行政文書を別表の審議会による名称によって特定する。）に記録された保有個人情報を特定し、本件文書1から7までについてはその一部を不開示とし、本件文書8についてはその全部を開示とする本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年12月9日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年1月26日付け〇〇児第〇〇号で審議会に諮詢した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件決定の取り消しを求める。

(2) 本件審査請求の理由

請求者が未成年であり法定代理人を介した請求により不開示の決定がなされたのであれば未成年者本人による手続き再開を要求する。

また、関係機関秘匿を理由とする内容においては、○○氏が○○にて自ら通告内容を本件請求者に明示し○○したのであるから秘匿の意義はない。寧ろ、○○の虐待通告や通告に至るまでの記録が事実と異なるため、通告者（相談者）及び○○本人、○○が疑義を抱き、本件請求に至ったのである。また、保護開始直後に至近距離から許可なく撮影された「○○の顔面正面」と「真横」の写真データの開示も要求する。

また、他機関から受理した通告内容を精査せずに保護継続したのであれば、誤認に基づく判断を積み重ねた事になり、非開示の真意が明らかに不当である。

率直な意見と称す主觀を「ジェノグラム」をはじめとする公的記録に記載する事自体理解に苦しむが、誤記録開示による職員不利益より、誤認により児童が被る不利益の方が遙かに大きいのであるから非開示取り消しを要求する。（※「ジェノグラム」は家系図に他ならず、本人に開示できない理由がない。）更に○○年に○○職員が○○から得た情報の発信元は請求者に他ならず、内容秘匿の妥当性がない。その後○○職員が○○児相に情報提供する前に本件請求者に確認を取ろうとした客観的事実もなく、誤情報を正す機会さえ奪われるのは不当である。第三者立ち合いの元、事実確認をし記録の訂正または削除を要求する。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 行政文書の内容

a 本件文書1は、子ども・親権者等・関係機関に対する指導その他の経過及び結末を記録したものである。

- b 本件文書2から7までは、担当者が援助方針を決定する会議を行うために必要な情報をまとめたものである。
 - c 本件文書8は、子ども・親権者等との面談時に作成された資料である。

イ 処分の理由（不開示部分及びその理由について）

(ア) 本件文書1について

また、同文書中、〇〇. 〇〇. 〇〇 〇〇：〇〇の記録の一部、〇〇. 〇〇. 〇〇 〇〇：〇〇の記録の一部、〇〇. 〇〇. 〇〇 〇〇：〇〇の記録の一部については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができないとなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(イ) 本件文書2について

本件文書2中、主訴が記載された部分については、関係機関から得

た情報が記載されており、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれるなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあることに加え、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、児童の状況が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(ウ) 本件文書3について

本件文書3中、主訴が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されており、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれるなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあることに加え、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、児童の状況が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の

意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、会議結果が記載された部分については、児童相談所による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(エ) 本件文書4について

本件文書4中、主訴が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されており、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれるなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあることに加え、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、児童の状況が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、取扱経過が記載された部分の一部については、関係機関とのやりとりが記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、会議結果が記載された部分については、児童相談

所による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

(オ) 本件文書5について

本件文書5中、主訴が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されており、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれるなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあることに加え、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、児童の状況が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、取扱経過が記載された部分の一部については、関係機関とのやりとりが記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、取扱経過が記載された部分の一部、会議結果が記載された部分については、児童相談所による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7

号柱書に該当するものである。

(カ) 本件文書 6 について

本件文書 6 中、主訴が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されており、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれるなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあることに加え、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に該当するものである。

また、同文書中、児童の状況が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に該当するものである。

また、同文書中、取扱経過が記載された部分の一部については、関係機関とのやりとりが記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に該当するものである。

また、同文書中、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に該当するものである。

また、同文書中、取扱経過が記載された部分の一部、会議結果が記載された部分については、児童相談所による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第 78 条第 1 項第 7 号柱書に該当するものである。

(キ) 本件文書 7 について

本件文書 7 中、主訴が記載された部分については、関係機関から得

た情報が記載されており、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれるなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあることに加え、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、児童の状況が記載された部分については、関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、取扱経過が記載された部分については、関係機関の名称や同機関とのやりとり、同機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書に該当するものである。

また、同文書中、所見が記載された部分については、担当者による評価等が記載されており、開示することで児童相談所職員が関係者の意向を考慮して率直な意見の記載を躊躇するおそれがあり、公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号に該当するものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「関係機関秘匿を理由とする内容においては、○○氏が○○にて自ら通告内容を本件請求者に明示し○○したのであるから秘匿の意義はない。寧ろ、○○の虐待通告や通告に至るまでの記録が事実と異なるため、通告者（相談者）及び○○本人、○○が疑義を抱き、本件請求に至ったのである。」旨主張する。しかし、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがある。当所は関係機関が自ら通告内容を審査

請求人に明示及び明示していたとしてその範囲、内容につき預かり知らぬ以上、当所が非開示箇所を開示する理由にはならない。

また、「保護開始直後に至近距離から許可なく撮影された『〇〇の顔面正面』と『真横』の写真データの開示も要求する。」旨主張することについて、改めて確認したところ、審査請求人が要求する「真横」からの写真データは確認できなかったが、「正面」から撮影した写真データが確認できたため、同部分については、開示決定を行い、開示する。

また、「〇〇年に〇〇職員が〇〇から得た情報の発信元は請求者に他ならず、内容秘匿の妥当性がない。」旨主張するが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、そのことが外部に洩れないことを前提に関係者は調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の業務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第78条第1項第7号柱書で非開示としており、関係機関から得た情報の情報元が審査請求人だったとしても当所が非開示箇所を開示する理由にはならない。

また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

- ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。
- イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 保有個人情報の特定の妥当性について

- ア 実施機関は、本件開示請求の対象となる保有個人情報として、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行ったと認められる。
- イ 審査請求人は、実施機関に対して、本件開示請求とは別に、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、本件児童を本人とする保有個人情報の開示請求を行っているところ、実施機関は、当該開示請求に対する決定では、本件文書以外の行政文書に記録された個人情報も開示請求の対象として特定している。

これらの行政文書について審議会が見分したところ、これらの行政文書は本件児童に関して作成又は取得されたものであるものの、相談受付票、子ども虐待相談・通告受付票、初期調査報告票、児童記録票、ジェノグラム、リスクアセスメントシート、緊急度アセスメントシート、家族関係支援のためのアセスメント、援助方針会議録、心理診断票及び行

動記録には、本件開示請求の対象となる審査請求人の個人情報も記録されていた。

したがって、これらの行政文書についても、本件開示請求の対象と特定した上で、別途、開示決定等を行うべきである。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 経過記録の不開示部分について

(ア) 本件文書1は、子ども、親権者等、関係機関に対する指導その他の経過及び結末を記録した経過記録であると認められる。

実施機関は、本件文書1で不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書1で不開示とされた部分の中には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) また、本件文書1で不開示とされた部分には、前記(イ)の情報のほか、本件開示請求に係る事案につき職員が行った評価等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 児童福祉司意見の不開示部分について

(ア) 本件文書2から7までは、児童福祉司が援助方針を決定する会議を行うために必要な情報をまとめた児童福祉司意見であると認められる。

実施機関は、本件文書2から7までで不開示とした情報について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書2から7までで不開示とされた部分の中には、実施機関と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) また、本件文書2から7まで不開示とされた部分には、前記(イ)の情報のほか、本件開示請求に係る事案につき職員が行った評価等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」とおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年 1月30日	諮詢書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和7年 9月25日	審議（令和7年度第5回第2部会）
令和7年10月23日	審議（令和7年度第6回第2部会）
令和7年11月20日	審議（令和7年度第7回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

別表

番号	行政文書の件名	審議会による名称
1	経過記録	本件文書 1
2	児童福祉司意見（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件文書 2
3	児童福祉司意見（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件文書 3
4	児童福祉司意見（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件文書 4
5	児童福祉司意見（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件文書 5
6	児童福祉司意見（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件文書 6
7	児童福祉司意見（〇〇年〇〇月〇〇日）	本件文書 7
8	面接時作成資料	本件文書 8